

損害保険代理店の告知義務

——「26サイミマンフタンポ」特約を巡って——

鈴木辰紀

I はしがき

保険契約における告知義務をめぐることは、保険契約者（被保険者）の告知義務が問題となるのが一般であって、保険者側とくに保険代理店の告知義務が論じられることは、これまで極めて希であったと思う。ところが最近、この保険代理店の告知義務をめぐる違反の有無を争う訴訟が提起され、話題となった。この訴訟は結局、最高裁まで争われ、最終的には損害保険会社側の勝訴に終るのであるが、その間に展開された上記の義務をめぐる論争は、損害保険代理店をめぐる問題点の所在を端的に示すものとして大いに注目される。本稿では、同事件の内容を紹介するとともに、同事件から学ぶべき点を指摘したいと考える。

II 事件の概要

(1) 原告Xは、車の修理等を通じて昭和52～3年頃から親しくしていた中古車ディーラー兼損害保険代理店T経営のKから、昭和59年8月に中古の日産ローレル車を購入すると同時に、Kを通じてT代理店の所属会社であるY損害保険会社との間で、同車について以下の条件の「自家用自動車総合保険」(PAP)を締結した。

- ① 保険期間：S 59.8.10～S 60.8.10
- ② 対人賠償額：1人1億円
- ③ 対物賠償額：300万円
- ④ 特約：運転者が26歳未満の場合は損害を填補しない

以上のような条件を付した自動車保険契約は、その後2回にわたって更新されたが、その間も「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件についての特約にはなんの変更もなかった。

(2) 2回目の契約更新(S 61.8.10)が行われてから3カ月ほど後の昭和61年11月29日午前10時15分頃、普通自動車の運転免許を取得して間のない(免許取得日：S 61.7.4)原告の娘M(事故当時20歳)が本件自動車を運転中に事故を起し、結果として総額4000万円を超える損害賠償責任を負うにいたった⁽¹⁾が、自動車保険契約に「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件特約が入っていたためにY保険会社に保険金の支払を拒否された。そこで原告Xは、損害保険会社Yの代理店であるTに「保険募集の取締に関する法律」16条1項1号⁽²⁾に

(1) 事故の内容と、原告が負担するにいたった損害賠償金の額の内訳は以下の通り。

- (a) 事故の内容：府中市内の道路上で原告の長女運転の本件自動車は訴外C運転の原動機付自転車と接触し、Cを負傷させ、さらに道路横の電話ボックス内で電話中の訴外Dに衝突し、これに重傷を負わせ、交通標識、公衆電話ボックスを損壊させるという交通事故を発生させ、その結果原告は訴外D、訴外C、訴外ニュース産業株式会社、訴外日本電信電話株式会社に対し、以下の損害賠償義務を負い、これを支払った。
 - (b) 損害賠償金の内訳：①両足切断の重傷を負った訴外Dに対し、合計4,212万0650円を支払った(但し、自賠保険金120万円を受領したので、これを控除した残額4,092万0650円を損害として被告に請求)。②訴外Cに対し、治療費62万7,800円、原動機付自転車の損料として14万6,000円、その他の損害金として10万円(合計87万3,800円)を支払った(但し、自賠保険金62万3,700円を受領したのでこれを控除した残額25万0100円を損害として請求)。③訴外ニュース産業株式会社に対し、交通標識損壊の損害賠償金として12万4,000円を支払った。④訴外日本電信電話株式会社に対し、公衆電話ボックス損壊の損害賠償金として16万8,453円を支払った。以上の支払総額4,146万3203円が本件で原告が被告に賠償を求めた金額である。
- (2) 保険募集の取締に関する法律
(締結又は募集に関する禁止行為)
第16条 損害保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店は、保険契約の

定める（契約締結時における）「契約条項中の『重要な事項』を告げない」違反があったとして、代理店Tの所属会社であるY社を相手に損害賠償請求の訴訟を提起した。

(3) 以上が本件の概要であるが、本件にはそのほかに以下のような重要な事実が存在した。それは、訴外T代理店の代表者であるKがかねてより原告Xの家族と親しかったため、原告の2人の子供（長女M、長男N）が、2回目の保険契約更新（S61.8.10）の直前に相前後して普通自動車の運転免許を取得した（長女はS61.7.4、長男はS61.7.22）ことを知っていたという事実である。代理店が顧客の子供2人の運転免許取得を知りながら、従来通り「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件特約の付いたままの保険契約を漫然と更新した点にこの訴訟提起の真の原因があったといえる。つまり、代理店がそこまで事情を知っていたのなら、なぜ一言「2人のお子さんも運転免許を取られたのであるから、これまでのような『26歳未満不担保』特約付きでは非常に危険ゆえ、今回はこの条件の付かない『年齢を問わず担保』の契約にお入りなさい」と勧められなかったのか。保険のプロである代理店としてはこのように勧めるのが顧客に対する当然の「務め」（義務）ではなかったのか、というのが原告側の思いであったと想像される。そこで原告は、T代理店はこの点の助言を怠ったことで、募取法16条に違反しており、従って、同法11条1項⁽³⁾にしたがいがい、Tの所属保険会社であるY社に原告の被った損害を賠償する責任がある、として訴訟に踏み切ったのである。

(4) 以上のほか、本件に関しては以下の事実をも指摘しておくべきであろう。

締結又は募集に関して、左に掲げる行為をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して不実のことを告げ、若しくは保険契約の契約条項の一部につき比較した事項を告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

(3) 募取法11条1項

（所属保険会社の賠償責任）

第11条1項 所属保険会社は、生命保険募集人、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険

すなわち、原告であるXは、職業は大工で、損害保険・自動車保険についてはズブの素人であったこと。他方、損害保険代理店Tの代表者Kは、個人で中古車の修理・販売を業としていたが、同時にY保険会社の代理店として自動車保険の代理業を営んでいたが、収入の大半（70%）は自動車の修理や販売関係のもので、保険関係の収入は収入全体の1割程度にすぎなかった。その意味でT代理店は典型的な副業代理店であった⁽⁴⁾。

(5) 長女の自動車事故を知った原告Xの妻は急ぎT代理店の代表者であるKに電話し、「保険は大丈夫でしょうね」と聞いたところ、約200件の保険を扱っていて、Xとの契約内容の詳細を記憶していなかったKは咄嗟に「大丈夫です」と答えたものの、気になってXとの契約内容を調べてみると、「26歳未満不担保」となっているのに驚き、これではXに迷惑を掛けると、急遽、原告にも相談せず⁽⁵⁾に、契約を事故発生の前日に解約して新たに「年齢を問わず担保」条件に直して契約の更改手続きをし、必要な追加保険料3万3920円はKが立替払いしたほか、自分が原告の長女の運転免許取得を知らずながら、漫然と前年どおりの契約更新をしたことで原告に迷惑をかけたことの詫料として100万円を原告方に持参した。

(6) もちろん、このような事故後の工作（いわゆる「アフロス」）が是認される筈はなく、結局Y保険会社からの保険金支払はなされなかったわけであるが、そうすると原告としては「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件に関する特約の「存在を知らなかった」とか、そのことが実際何を意味するのか「分ら

代理店が募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずる。

(4) 副業代理店とは、別に本業をもっている代理店のことで、本業の片手間に保険の募集を行ない、主に本業との関連での代理店活動を行なう。このような副業代理店が、種別代理店（33万店強）全体の76.3%を占めている現状は大いに問題だとされる（鈴木辰紀編著『保険論』第八版、成文堂、平成7年、p. 252）。

(5) この点、控訴審の認定は原審と異なり、代理店の「Kから本件事故については保険金が支払われないと告げられたとき、原告は大いに驚き、Kに対し何とか保険金が支払われるようにしてくれと懇願し、Kと相談のうえ」云々とある。

なかった」とか、さらには、そのような重要な契約条項について代理店から十分な「説明はなかった」などの主張となり、そのことが結局、募取法16条違反の主張となって、Y損害保険会社に賠償を請求するという本件訴訟となったのである。

(7) 本件で問題の中心となった「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件についての特約は、昭和45年6月に導入されたもので、このように事故を起し易い年齢に属する運転者を保険の担保範囲から排除することで保険者の保険金支払の可能性を小さくする一方、保険契約者が支払う保険料を大幅に割り引く（「年齢を問わず担保」の場合の約53%＝47%引き）ことで自動車保険（任意）への加入を一層促進しようと図ったわけである。

(8) ところで原告Xは、昭和52年10月にも普通乗用車の日産バイオレットを購入し、訴外Z保険会社と自動車保険契約を締結したが、この場合も運転者の年齢「26歳未満不担保」の特約つきで、減額された保険料を支払い、昭和55年まで、毎年10月に契約は更新された。この26歳未満不担保特約の有無は保険による担保範囲を限定し、保険料の決定にも重大な影響がある重要な事項であるから、この当初の保険契約締結において保険者の代理店はこれを保険契約者に告知・説明するのが一般であり、代理店が保険契約者に告知・交渉せずに一方的にこの不担保特約を付加するようなことは考えられない。

Ⅲ 1 審判決（原告勝訴。但し、過失相殺6割）

本件の1審判決（東京地八王子支部昭63（ワ）第18号，交通事故による保険金請求事件，平2.5.25。判タ746号 p.208以下）では、前章で紹介した諸事情に加え、さらに以下の諸点が裁判所により認定された。

(1) 損害保険代理店Tの代表者であるKは、原告方の2人の子供が普通自動車の運転免許を取ったことを知っていたが、原告の妻からの「前年同様の条件で契約を更新したい」との電話に対し、前年度とは原告方の運転可能の人的構成

が変ったので、26歳未満不担保の特約を付するのは原告にとって極めて危険であることに思いが至らなかったので、原告の妻に右特約の排除をすすめず、前年どおりにそのような特約付きの内容で保険契約を更新し、被告損害保険会社に報告したので、原告方には前年度と同じく、運転者の年齢条件の欄に「26サイミマンフタンポ」と記載された保険証券が送られてきたが、原告はこれを殆ど見なかったので、この特約の存在に気が付かず、この点は原告の妻も同様であった。

(2) 運転者の年齢が26歳未満の場合、保険による担保の範囲を著しく制限するものであるから、保険募集の取締に関する法律16条1項1号の重要事項に当り、保険契約更新において保険代理店は保険契約者に十分説明し、告知しなければならない。

(3) 原告方の運転可能の人的構成に変化がなかった昭和60年度については、満期前の葉書送付による前年度の保険契約の告知と契約更新の意思確認ぐらいで告知は十分に行われたといえるが、昭和61年8月の契約更新においては、同年7月に原告の2人の子が相次いで普通自動車の運転免許を取得して原告方の運転可能の人的構成が一変し、しかも保険代理店であるTの代表者であるKは更新契約前にこのことを知悉していたのであるから、この年度については前年度とは異なる告知がなされるべきであり、代理店Tは原告に対し、前年度と同じ内容の契約では原告の子供達が本件自動車を運転して事故を起した場合には保険金を貰えないことを説明すべきであるが、代理店Tは前年度の場合と同じく、満期前の葉書の送付による前年度の契約内容の告知と契約更新の意思確認だけで契約を更新したことは認定の通りであるから、更新時における重要事項の説明、告知としてはそれは不十分であり、不親切であったといわざるをえない。

以上に紹介したごとく、1審裁判所は、原告の2人の子供が運転免許を取得したことを知りながら、前年度と同じ条件で漫然と契約を更新した代理店の行為を募集法に違反するものとした。

他方、裁判所は、本件に関し、損害保険会社又はその代理店から送られてきた保険証券および契約更新の葉書にある「26サイミマンフタンポ」の記載に十分な注意を払わず、従って、その存在も、意味するところも分らなかったと主張する原告に対し、以下のごとく述べて60%の過失相殺を課し、原・被告両者間のバランスを取っている。

(4) 保険契約がなされる当初においては保険代理店により26歳未満不担保の説明、告知がなされるのが一般であること、契約締結及び更新後に送付されてくる保険証券には26歳未満不担保の記載がなされていること、契約更新前にも26歳未満不担保の特約が記載されている葉書が送付されること、原告は被告との昭和59年8月以降の保険契約前にも、昭和52年以降、訴外Z保険会社と26歳未満不担保の自動車保険締結の経験の有することに照すと、被告との昭和59年8月の当初の保険契約時に原告は代理店のTから26歳未満不担保についての説明・告知は受けていない、という原告本人の供述は信用できない。

(5) 恐らく当初の契約時に説明・告知を受けたが、その制度に関心を持たず、無頓着であったために失念・忘却し、送付されてくる保険証券は恐らく一読もせず保管し、満期前の葉書もよく読まずに契約更新をなしたものと推察される。保険契約を締結する際は、保険契約者は保険金額、保険料の額だけではなく、保険による損害担保の範囲に関する特約や保険料算出に関係のある事項について関心を持ち、注意して説明を受け、契約後に送付されてくる保険証券や満期前の葉書の少なくとも表面に記載されている事項は保険契約上の重要事項であるから、よく読み、理解すべきであり、このようなことを怠れば、不注意であり、過失があるといわざるをえない。

(6) そして原告の職業、保険経験及び昭和61年8月の更新直前に原告の子供2人が普通自動車の運転免許をとったが、代理店T経営のKは原告と比較的親しい付き合いから、このような原告の家庭内事情をたまたま知る機会があったこと（このような事情をKが知りえなかった場合にはKには責任はない）、Kは

約200件の保険を扱っていることなど、前記認定の諸事情をすべて総合して考えると、原告の過失割合は6割とみるのが相当である。

以上が1審判決の内容であるが、これを見ると、1審は原・被告痛み分け的結論、あるいは「喧嘩両成敗的結論」を導いたように思われる。つまり、基本は原告の勝訴だとしても、6割もの過失相殺を認めたことは、まさに喧嘩両成敗的結論といえるであろう。

1審判決でとくに重要と思われる点は、損害保険代理店の契約時（更新時）における告知義務の範囲を広く認めた点だと思われる。すなわち、本件では、顧客に関する重要な情報（2人の子供が運転免許を取得したという事実）を知りながら、代理店の契約管理が「ずさん」であったために当該保険契約に「26歳未満不担保」の特約が付いていることを代理店自身が知らず、そのために更新時に顧客に対し適切なアドバイスをする機会をミスミス逸した。そのことを1審裁判所は代理店の告知義務違反と捕えている。だとするとこの場合裁判所は、代理店は保険のプロである以上、自己の管理する（代理した）保険契約中の重要事項の存否については当然に知っているべきであるとの立場にあるといえる。

いずれにしても本件では、もしも当該代理店の契約管理がしっかりしていれば、この場合顧客に対し適切なアドバイスができた筈であり、顧客もそのアドバイスに素直に従っていれば高額な損害の自己負担を免れたばかりか、代理店としても契約管理の「ずさん」さを批判されずにすみ、さらに親会社である所属保険会社も要らざる訴訟に巻き込まれることなしにすんだ筈である。そうしてみると本件の1審判決が基本的に原告勝訴の判決を下したということは、損害保険代理店に対し契約管理の責任の重さを指摘したと解しても大過ないであろう。この点にこそ1審判決の価値はあるといえる。この点をさらに敷衍していえば、損害保険代理店が取り扱っている保険契約中の重要事項（本件の場合では「26歳未満不担保」特約の存在）についての不知は代理店にとって有効な

抗弁事由とはなり得ない可能性を秘めているということである。

IV 控訴審判決（1 審原告敗訴）

1 審で敗訴した被告・損保会社 Y は、判決を不服として控訴。この控訴審（交通事故による保険金請求控訴，同付帯控訴事件，東京高裁平3.6.6民10部判決，一部取消，付帯控訴棄却（上告）。判例時報1443号 p.146以下）では，1 審で問題とされた損害保険代理店の重要事項についての告知・説明が十分なものであったか否かが再度争われ，最終的に代理店には募取法16条にいう告知義務違反はなかったと結論される。以下，東京高裁が右の結論に至るまでの論理の展開を追ってみよう。

(1) 保険募集の取締に関する法律は，16条1項1号において，保険代理店等が，保険の募集に関して，保険契約者に対して，「保険契約の契約条項のうちの重要な事項を告げない行為」を禁止して保険代理店に右重要事項の告知義務を課し，その違反に対しては，22条1項4号⁽⁶⁾により罰則を課すとともに，右募集につき，保険契約者等に損害を被らせた場合には，11条1項において当該保険代理店の「所属保険会社」に右損害を賠償すべき責任を負わせている。これら規定の趣旨は，保険契約者等の利益の保護を図るとともに，保険会社の保険契約者に対する責任の所在を明確にし，もって，保険事業における取引の安全を図ろうとするものであると解される。

(2) 本件特約のような運転者の年齢制限に関する特約が付された場合には，保険契約者にとって，一方では保険料の割引による減額が施されるといった利益も受けるが，他方では保険契約の内容として担保範囲を著しく縮小させるものであるから，右特約に関する事項は，前掲16条1項1号にいう保険契約の契約条項のうちの「重要な事項」に該当すると解される。したがって，保険代理店

(6) 募取法22条1項「左の各号の一に該当する者は，これを1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。」，同4号「第16条の規定に違反した者。」

等保険募集を行う者は募集にあたり右特約事項を被保険者等に告知しなければならない義務があるものといわなければならない。

(3) 本件のように保険期間が1年間で、1年毎に契約を更新する場合であっても、保険代理店等保険募集業務を執行する者は、原則として、各更新契約の都度、契約条項のうち重要事項の告知をすべき義務があるものというべきである。

(4) 認定事実によれば本件保険契約の第2回目の更新の前には、前年度に、本件と同じ種類・内容で第1回目の契約更新がなされ、また、その前々年度に、最初の本件保険契約が締結されていたのであり、右2回の契約とも、26歳未満不担保の特約が付され、右各契約募集ないし締結の際に被控訴人（1審原告）は、訴外T（代理店）から26歳未満不担保の説明を聞き、右特約につき告知を受け、減額された保険料を支払っていたのである。

(5) また、右各契約締結後は、保険証券が被控訴人（1審原告）に交付されその手元におかれていたのであり、右各証券には「26サイミマンフタンポ」と明確なタイプ文字で記入されていたのであって、第2回目の更新の際にも第1回目の更新の場合と同様に、期間満了1か月前の保険契約継続募集の段階で、代理店Tから被保険者宛に前年度の契約内容を記載した満期通知の葉書が送付され、右葉書にも「26サイミマンフタンポ」と明瞭に記載されており、右文字とその文章は通常自動車を保有し保険契約締結に関心のあるほどの人なら、読めないとか内容を理解できないものとはいい難いものであったのである。

(6) 被控訴人は、右満期ご案内通知の葉書を受領し、これをちらりと読み、あとの更新の手続は妻に委ねていたが、その都度送付された自動車保険証券は自宅に保管していたことが明らかである。そうであれば、本件保険契約の締結及び更新にあたって、被控訴人は本件特約について十分説明を受けこれを承知していたものというべきであり、その点について、控訴人会社に告知義務の違反があったということはできない。

(7) どのような内容の契約を締結するかは、契約者がその必要に応じその意思

で決めるべきものであって、保険契約の募集に当たる者のなすべきことではなく、特段の事情のない限り、後者の告知義務は、各契約の内容を誤りなく理解させるに必要な説明をすることに止まり、それ以上にどのタイプの契約が相手の家族構成に応じて最も適当であるかは、契約を勧めるうえでのサービスないし営業上の配慮にとどまるものと解さなければならない。

(8) 〈証拠略〉によれば、被控訴人は、本件自動車を同人の専用車として購入し、通常子供らにはこれを運転させないようにし、たまに運転させるときでも特に注意するよう警告をしていたというのである。さらに、本件事故当時、長女のMはすでに婚約し、婚約者と被控訴人宅を出て他所に住んでおり、本件事故は右同居先から被控訴人宅に戻ってくる途中に発生したことが認められる。そうであれば、被控訴人の家族の中に運転可能者が増えた事情があったとしても、前認定の事情に鑑みれば、被控訴人が本件保険契約の第2回目の更新当時に保険料を増額してまで本件特約を解除した筈であったと断定することはできない。

(9) 被控訴人は、本件保険契約の更新に当たり、事前に送付されてきた前記満期通知の葉書や右契約締結直後に送付されてきた自動車保険証券に「26サイミマンフタンポ」の記載があったとしても、これをちらっと読んだか若しくはほとんど読まなかったため、その内容を失念し、あるいは読んでもその存在を全く理解できず、その内容を知らなかった旨主張する。しかしながら、前記認定のような契約更新の度に交付される書面の右記載の単純明快さ、同人の右書面の受領保管と同人の妻による訴外Tに対する電話による応答、本件事故直後の交渉の状況に、被控訴人が昭和52年以来の従前の自動車に、そして昭和59年以来本件自動車に関し同種特約付の各保険契約を締結してきた経緯、更には、本件保険契約更新時にはノンフリート保険契約者につき年齢別保険料制度が一般に導入されてから16年以上経過しているなどの諸事情を勘案するとき、被控訴人が本件特約について十分な説明を受けていなかったとは到底いえず、なかで

も本件特約の内容を全く知らなかったとする部分は、右事情に照らし到底信用することができない。

(10) 以上の事実によれば、保険代理店たる訴外Tには、本件保険契約の募集にあたり、本件特約につき十分な説明・告知をしなかったとは認められず、保険募集取締法16条1項1号の規定に基づく告知義務に違反したものとはいえない。

以上に紹介した控訴審判決をみると、同判決がいうとおり、問題の特約について十分な説明を受けなかったとか、特約の内容を全く知らなかった旨の被控訴人の主張は牽強附会の趣が濃厚であって、到底支持できないように思われる。同判決中でその理由とされたのは、①「26サイミマンフタンポ」の意味の単純明瞭さ、②同特約の意味の重要さとそれが直ちに支払保険料に影響することからして、2度の契約締結時に代理店から十分な説明を受けなかったとは到底考えられないこと、③「21歳未満不担保」「26歳未満不担保」という運転者の年齢条件別保険料割引制度が導入されて（S45.6月に導入）からはや16年の歳月が経過しており、その間に同制度は十分定着していること、④「26歳未満不担保」の場合の保険料は「年齢を問わず担保」の場合の約半額ゆえ、被控訴人が危険を十分承知しながら敢えて同特約付きの契約更新を選んだとの可能性を完全には否定し難い、などの諸事実であったと考えられる。全体の印象として、高裁判決の判旨に賛成すべきであろう。

ただ、コンピューターによる契約管理が一段と進んでいる一般の状況を考えると、本件のような場合に適切なアドバイスを契約者に与えるのは代理店の当然の義務とも考えられ、その意味で今後は、代理店の契約管理の「ずさん」さに由来する適切なアドバイスの欠如は、募集法でいう損保代理店の告知義務違反とされる可能性が絶無ではない。その意味では今や損害保険代理店が文字通り「お客に優しい代理店」に変身することが急務であり、そのためには本件に見られるような本業の片手間に保険代理業を営むような「副業代理店」の整

理・格上げへの努力が各損害保険会社に一層強く要請されているといえるであろう⁽⁷⁾。

なお、最高裁判所第1小法廷は平成5年10月14日、26歳未満不担保契約と保険募集取締法16条1項1号の解釈を巡って争われていた本件上告審で、被上告人（Y保険会社）を勝訴とする判決を下した⁽⁸⁾。

(7) 西嶋教授も本件高裁判決を論じた論文の中で、「募集法17条は募集活動の不正を禁止するだけであり、積極的に保険加入者の利益をはかる義務を代理店に課したのではないが、年齢条件特約付きの契約更新が危険であることを代理店が気づいた以上、契約者にそのことを注意すべき義務があったと解する余地もある」（西嶋梅治「自動車保険の年齢条件付特約の問題点」『損害保険事業総合研究所創立60周年記念・損害保険論集』p 802）とされている。私も同教授の主張に基本的に賛成であるが、本件の場合には、代理店自身が肝心な契約更新時に本件の契約に「26歳未満不担保」の特約が付いていること自体を把握していなかったのであるから、代理店は「年齢条件特約付きの契約更新が危険であること」自体に気が付いてはいなかったのである。したがって、本件の場合の問題点はむしろ、自分が管理している保険契約中の重要事項についての不知ゆえに契約者に対し適切な説明・助言をなし得なかった代理店の告知義務違反の有無の問題とってよいのではなかろうか。

(8) 週刊「自動車保険新聞」第1386号1・2面参照。